

◎ ひゅうが都市づくりかわら版

1. その行為！！ 届出が必要かもしれません。

本市では、景観法等に基づき、建築物等の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕、模様替え又は**色彩の変更**等については**届出制度**を定めています。

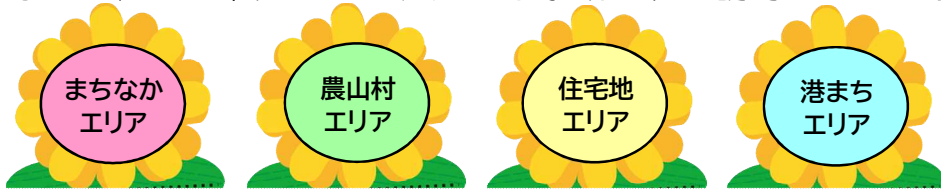
※行為の場所や規模等により、届出対象かどうかの基準を定めていますので、詳しくは **都市政策課** へお問合せ下さい。
特に、**細島、坪谷、美々津、日豊海岸、日向市駅周辺**の5つエリアについては、注意が必要です。

**忘れちゃらんですか？
外壁の塗り替えのときも届出
がいるげなよ！！**



2. 色彩は「ガイドライン」を参考に！！

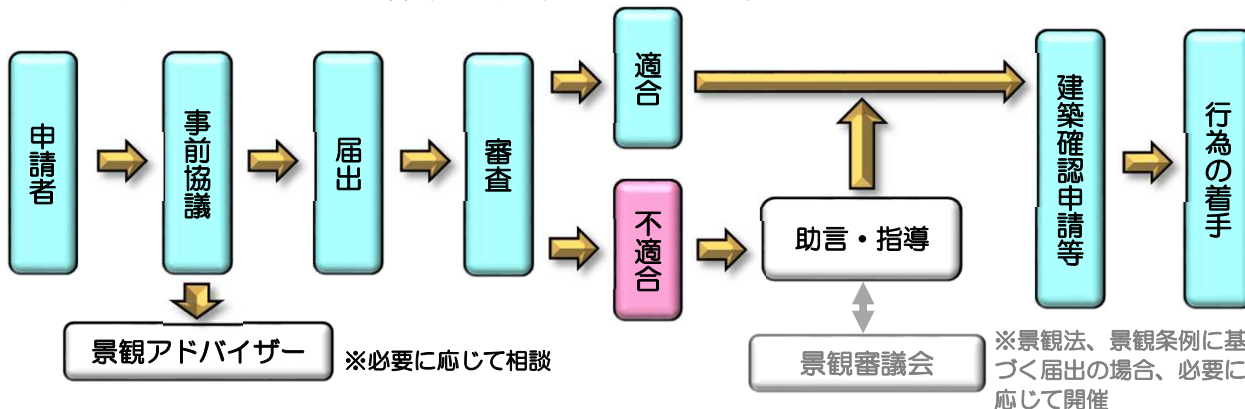
地域の特性に応じた建築物等の望ましい色彩（色合い、明るさ、鮮やかさ）について、「**日向市まちなみ色彩ガイドライン**」の中で、市全域を4つのエリアに区分し色彩の基準値を定め、良好な景観色彩を誘導しています。



※景観計画等により別に色彩基準が定められている地区は、その基準を優先します。

3. 届出の前にご相談ください！！

届出に関する事前協議や景観アドバイザーへの相談、景観審議会などの届出制度の円滑な運用に向けた体制を構築しています。



～ 海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち ～